



沖縄総合事務局における 港湾・空港工事に関する入札・契約の概要 (総合評価落札方式について)

平成30年 3月

沖縄総合事務局

開発建設部 港湾空港品質確保室

◎H30年度のガイドライン改定内容

1. 政府調達対象工事（WTO対象工事）の対象金額の改正	2
2. JVの代表者以外の構成員に係る客観点数の引きさげ	2
3. 申請者が算出した評価一覧表の提出	3
4. 工事における若手技術者の技術の習得機会の拡大	4
5. 下請け施工実績の容認	5
6. 主任（監理）技術者の配置変更等について	7
7. 休日確保型について	9
8. 「環境性能の高い作業船舶」の評価について	10
9. 総合評価落札方式を活用したICT活用工事（浚渫工）について	12
10. 「近隣地域での施工実績」の提出件数の制限	14
11. 工事における働き易い職場環境の整備	14
12. 工程提示型について	15
13. 荒天リスク精算型について	16

H30年度のガイドライン改定内容

1. 政府調達対象工事(WTO対象工事)の対象金額の改正

平成30年1月22日財務省告示第二十号に基づき、政府調達(WTO対象)の対象工事金額を6. 8億円に改正する。

＜政府調達(WTO対象金額) 現行 7. 4億円 → 改正 6. 8億円＞

2. JVの代表者以外の構成員に係る客観点数の引き下げ【WTO対象工事】

中小・中堅建設業者の受注機会を図るため、特定建設工事共同企業体として効果的な共同施工のために必要な施工能力が確保でき、工事の質の低下を招くおそれがないと認められる工事について、JVの代表者以外の構成員に係る客観点数の引き下げを行う。

◎港湾・空港工事(那覇空港滑走路増設事業を除く)

本省運用	沖縄運用					
	(難易度 III以下)			(難易度 IV以上)		
	単体又はJVの代表者	【現行】JVの構成員	【緩和】JVの構成員	単体又はJVの代表者	【現行】JVの構成員	【緩和】JVの構成員
空港等土木工事	1, 250点	1, 150点	1, 050点	変更なし	1, 250点	1, 050点
港湾土木工事	1, 150点	1, 050点	950点	⇒ 850点	1, 150点	950点
港湾等しゅんせつ工事	950点	850点	750点	変更なし	950点	750点
空港等舗装工事	1, 050点	本省通達どおり				
港湾鋼構造物工事	1, 100点	本省通達どおり				

◎那覇空港滑走路増設事業

	本省運用	沖縄運用(那覇空港滑走路増設事業)					
		(難易度 III以下)			(難易度 IV以上)		
		単体又はJVの代表者	【現行】JVの構成員	【緩和】JVの構成員	単体又はJVの代表者	【現行】JVの構成員	【緩和】JVの構成員
空港等土木工事	1, 250点	1, 150点	950点	変更なし	1, 250点	950点	変更なし
港湾土木工事	1, 150点	1, 050点	900点	⇒ 850点	1, 150点	900点	⇒ 850点
港湾等しゅんせつ工事	950点	850点	750点	変更なし	950点	750点	変更なし
空港等舗装工事	1, 050点	950点	800点	変更なし	1, 050点	800点	変更なし
港湾鋼構造物工事	1, 100点	本省通達どおり					

3. 申請者が算出した評価一覧表の提出【WTO対象工事を除く各タイプ共通】

申請者と発注者の情報共有や技術審査時のミス防止のため、技術提案(施工計画)を除く各評価項目について、申請者が自ら評価点を算出した結果とその根拠を一覧表形式で提出を求める。

なお、評価一覧表の提出は必須ではないが、提出がない場合、開札後の評価項目結果に対する質問は一切受け付けないととする。

H30年度のガイドライン改定内容

4. 工事における若手技術者の技術の習得機会の拡大【全工事】(競争参加者が選択)

若手技術者は、総合評価において技術者点数が低い傾向があり、登用の妨げになっている可能性があることから、技術指導者を配置した場合には当該技術者を総合評価の評価対象とすることにより、若手技術者の登用を促進させる。技術指導者の配置の有無に関わらず若手技術者を配置した際は、工事成績評定で評価を行い、平成29年度までに実施していた総合評価による加点は行わない。

■総合評価落札方式の評価方法

①工事難易度 I～IIIで予定価格3.0億円未満の場合

配置技術者：若手主任（監理）技術者＋技術指導者（非専任※）

・同種実績と工事成績、表彰等は、技術指導者（非専任※）の実績で評価

※別件工事で専任配置していないことを条件として、技術指導者（非専任）は、最大で工事3件まで登録可能とするが、工事内容等より専任とする場合がある。

②工事難易度 IV～VIまたは予定価格3.0億円以上の場合

配置技術者：若手主任（監理）技術者＋技術指導者（専任）

・同種実績と工事成績、表彰等は、技術指導者（専任）の実績で評価

■技術者の要件

①技術指導者

・主任（監理）技術者に求める要件を全て満たすこと。

・別件工事で専任配置されていないこと。

・定期的に配置予定技術者の指導を現場にて行うこと（1回／週程度）

・現場に半日以内に到着可能な場所を勤務地としている者であること。※

・技術指導者（非専任）は発注工事を含め3件以内の配置となっていること。※

※専任の技術指導者を配置する場合は、当該条件は不要

②若手主任（監理）技術者

・主任（監理）技術者に求める要件のうち、施工経験以外の要件を全て満たすこと。

・工事の公示日が含まれる年度の当初（4月1日）において、満40歳未満の者であること。

H30年度のガイドライン改定内容

5. 下請け施工実績の容認【WTO対象工事を除く主作業船を使用する工事】

中小企業の受注の確保に向け、作業船を使用する工事において、主作業船を使用した下請け施工実績を競争参加要件の「同種工事の施工実績」として認める。ただし、総合評価の「同種工事の施工実績」の加点評価は行わない。

(下請け実績を認める場合)

会社の元請け実績として、発注工事の競争参加要件で求める「同種工事の施工実績」がない場合において、以下のすべての条件を満たす場合、企業と配置予定監理技術者の一次下請け実績を「同種工事の施工実績」として認める。

- ・企業の同種実績として、沖縄総合事務局発注工事の一次下請けの企業として施工した実績があること。
- ・配置予定技術者の同種実績として、一次下請けの主任技術者として配置された実績があること。
- ・一次下請け実績の工事において使用した主作業船と発注工事の主作業船が同じであること。
- ・一次下請け実績の工事において自社保有又は共同保有の主作業船を使用したこと。

※主作業船は発注工事ごとに次ページの主作業船一覧表から選択して設定する。

(下請け実績の確認資料)

■企業の同種実績の確認資料……一次下請実績が確認できる資料

- ・指定様式
- ・施工体制台帳、下請け契約書 等

■配置予定技術者の同種実績の確認資料……一次下請の主任技術者として配置された実績が確認できる資料

- ・指定様式
- ・施工体制台帳 等

■主作業船の保有、使用実績確認

- ・所有者を確認するため、登記簿、海上保険証券、納税証明書 等
- ・使用実績を確認するため、同種工事の施工計画書 等

5. 下請け施工実績の容認【WTO対象工事を除く主作業船を使用する工事】

主 作 業 船 一 覧 表

下表に示す主作業船のうち本工事で使用される船舶を対象（規格は問わない）とする。

①ポンプ浚渫船	⑨クレーン付台船
②グラブ浚渫船	⑩杭打船
③バックホウ浚渫船	⑪コンクリートミキサー船
④リクレーマ船	⑫ケーソン製作作用台船
⑤バージアンローダ船	⑬深層混合処理船
⑥空気圧送船	⑭サンドドレーン船
⑦旋回起重機船	⑮サンドコンパクション船
⑧固定起重機船	

（出典）港湾請負工事積算基準 2-1-(16) 「主な港湾工事用作業船の積算基準上の扱い」
のうち、主作業船を抜粋

H30年度のガイドライン改定内容

6. 主任(監理)技術者の配置変更等について【全工事】

主任(監理)技術者の柔軟な配置や申請書類の削減、申請手続きの簡素化を目的として、配置予定主任(監理)技術者を複数名の申請(3名まで申請可能)から1名のみとし、契約後の変更を認める。

また、競争参加資格が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員に対しては、技術者要件のうち同種実績を求めない。

■概要

- ・主任(監理)技術者について申請時は1名のみを申請することとし、複数名の申請を認めない。
- ・契約後の主任(監理)技術者の変更を認める。
- ・競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員の技術者についての書類を求める。なお、契約後に当該技術者の資格の保有が要件を満たすことを証明する書類の提出を求め、資格の有無を確認する。

(参考)甲型共同企業体(共同施工方式)

全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金・人員・機械等を拠出し一体となって工事を施工する方式。

■変更申請受け付け期間

- ・変更申請は、変更主任(監理)技術者に係る審査期間の確保のため、契約日から工事着手日の1週間前までとする。
- ・工事着手日は、準備工事(現場事務所等設置や現地測量)の初日をいう。

H30年度のガイドライン改定内容

6. 主任(監理)技術者の配置変更等について【全工事】

■ 変更主任(監理)技術者の条件

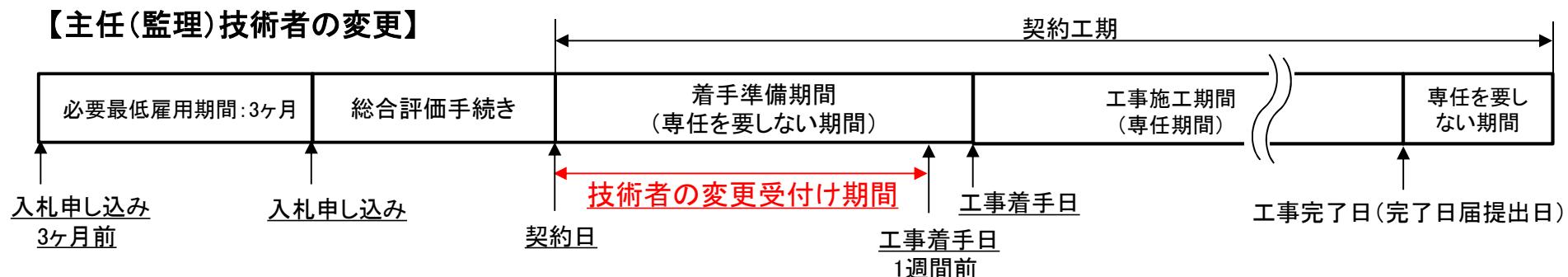
- ・入札申込みの3ヵ月前以前から受注者に雇用されていること。
- ・変更前の主任(監理)技術者と同等以上の技術力が確保されること。
- ・同等以上の技術力とは、技術者の総合評価の評価合計点が同点以上となること。

■ 変更主任(監理)技術者の条件(若手技術者を登用している場合)

- ・変更前に若手主任(監理)技術者と技術指導者を配置している場合は、主任(監理)技術者は他の若手主任(監理)技術者に、技術指導者は同等以上の技術力が確保される他の技術指導者に変更できる。
- ・若手技術者の登用を取り止める場合、主任(監理)技術者は技術指導者又は技術指導者と同等以上の技術力が確保される他の主任(監理)技術者に変更できる。

■ 監理技術者を変更する際の提出書類

- ・契約日から工事着手日1週間前までに変更主任(監理)技術者の技術力が同等と判断できる下記の書類を提出する。
- ・変更主任(監理)技術者の資格・施工経験・表彰実績など。
- ・受注者における一定の雇用期間(入札申込みの3ヶ月前以前から継続)が確認できる資料。



7. 休日確保型について【全工事】

全ての工事を対象として、休日が確保できた工事については、工事成績評定において加点評価する。
休日確保できなかった場合でも、工事成績評定での減点は行わない。

■工事成績評定による評価

- ・週休2日または4週8休を履行できた工事に対して、工事成績評定で加点する。

※1. 工事成績評定の「法令遵守等」で評価する。

※2. 総合評価での加点等は行わない。

平成29年度まで

＜休日確保方針提案型＞

- ・施工能力評価型(I型)のみ実施
- ・受注者が休日確保の方針を施工課題にて示す
- ・方針が達成できない場合は成績評定にて減点

平成30年度から

＜休日確保型＞

- ・週休2日・4週8休を達成した場合、成績評定で加点
(競争参加時の評価、成績評定の減点は行わない)
- ・全工事で実施

休日の定義

①週休2日……それぞれの週について、その週に含まれる休日の日数分、閉所すること。
(例えば、祝日がない通常の週であれば、その週に2日間閉所すること。)

②4週8休……4週間を1期間とし、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分、閉所すること。
(例えば、4週間のうち1度も祝日等がなければ、その期間に8日間閉所すること。)

H30年度のガイドライン改定内容

8. 「環境性能の高い作業船舶」の評価について【WTO対象工事を除く各タイプ共通】

◆「環境性能の高い作業船舶」の定義の明確化

環境性能の高い作業船とは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)」第19条の3に基づく「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」(平成22年改正)を満足していることとする。なお、平成22年改正前の「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」を満足している作業船について評価する場合は、満点から減じて(1/2を乗じる)加点することとする。

◆「自社保有船舶」の定義の見直し

(旧) 100%自社所有の船舶の他、親会社が50%以上の株式を保有している子会社が所有する船舶をいう。(ただし、子会社はその船舶を自社保有(100%所有)していなければならない。)また、申請者が最終的に所有者となることを前提として、便宜上、リース会社が建造し保有した船舶であって、且つ、実態として申請者が建造費を含めたリース料を払いつつ自社保有船舶と同等の維持・使用を行う(ファイナンスリース)船舶も自社保有船舶に含めることができる。

(新) 100%自社所有の船舶の他、親会社が50%以上の株式を保有している子会社100%所有の船舶又は親会社と共有で100%所有している船舶をいう。(以下、旧定義と同様。)

◆「環境性能の高い作業船舶」の評価基準の見直し

- ①自社保有船舶で環境性能の高い船舶の使用あり(新基準) **満点評価**
 - ②自社保有船舶で環境性能の高い船舶の使用あり(旧基準) ①に1/2を乗じて加点
 - ③共同保有船舶で環境性能の高い船舶の使用あり(新基準) ①に持ち分比率を乗じて加点
 - ④共同保有船舶で環境性能の高い船舶の使用あり(旧基準) ③に1/2を乗じて加点
- ※新基準、旧基準は平成22年改正の「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」を満たしているか否かをいう。
※申請された作業船については、原則として本工事の契約期間中における共有保有率の変更手続きを認めない。

H30年度のガイドライン改定内容

8. 「環境性能の高い作業船舶」の評価について【WTO対象工事を除く各タイプ共通】

(4) 地域精通度・貢献度

評価項目	評価の視点	施工能力評価型(Ⅱ型) 施工能力評価型(Ⅰ型)		施工計画重視型		チャレンジ型		技術提案評価型(S型)		評価基準
		得点	配点	得点	配点	得点	配点	得点	配点	
地域内での拠点の有無	地域内における本支店、営業所等の有無	2	2.0	1	1.0	1	1.0	1.5	1.5	○○内に本店あり
			0.0		0.0		0.0		0.0	その他
近隣地域での施工実績①※	過去15年間の近隣地域(沖縄県内)の港湾・空港工事の実績	2	2.0	1	1.0	1	1.0	2	2.0	実績あり:[海上工事]同一港内(海上) [陸上工事]同一空港内(制限区域内)
			1.0		0.5		0.5		1.0	実績あり:[海上工事]沖縄県内(海上) [陸上工事]同一港内、同一空港内(制限区域外)
			0.0		0.0		0.0		0.0	その他
近隣地域での施工実績②※	過去3年間の近隣地域(沖縄県内)の土木工事の実績(建築・民間及び米軍工事は除く)。なお、共同企業体の場合は構成員全ての合計	※	2.0	※	1.0	※	1.0	※	2.0	15件以上
			1.0		0.5		0.5		1.0	10件以上15件未満
			0.0		0.0		0.0		0.0	10件未満
災害協定の有無	沖縄総合事務局(港湾空港所管)との災害協定の有無(所属する協会等が締結した場合も含む)	2	2.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	災害協定の締結あり
			0.0		0.0		0.0		0.0	その他
			0.0		0.0		0.0		0.0	
県内業者の下請活用の有無	県内企業を下請として活用する比率(県内元請企業も含む)	4	4.0	2	2.0	2	2.0	3	3.0	県内業者への下請(元請)予定金額が請負金額の30%以上
			2.0		1.0		1.0		1.5	県内業者への下請(元請)予定金額が請負金額の20%~30%未満
			0.0		0.0		0.0		0.0	県内業者への下請(元請)予定金額が請負金額の20%未満
作業船舶の保有の有無※	申請企業が保有する作業船舶の有無	※	1.0	※	1.0	※	1.0	※	1.0	自社保有船舶又は共同保有船舶で主要な作業船舶の保有あり
			0.5		0.5		0.5		0.5	自社保有船舶又は共同保有船舶で作業船舶の保有有り
			0.0		0.0		0.0		0.0	保有なし
環境性能の高い作業船舶の使用の有無	環境性能の高い作業船舶の使用の有無(主要な作業船舶に限る)	※	1.0	※	0.5	※	0.5	※	0.5	自社保有船舶で環境性能の高い船舶の使用あり(新基準)
			0.5		0.3		0.3		0.3	自社保有船舶で環境性能の高い船舶の使用あり(旧基準)※1
			※2		※2		※2		※2	共同保有船舶で環境性能の高い船舶の使用あり(新基準)
			※2		※2		※2		※2	共同保有船舶で環境性能の高い船舶の使用あり(旧基準)※1
			0.0		0.0		0.0		0.0	使用なし
			0.0		0.0		0.0		0.0	
小計(4)		10		5		5		7.5		

※1 旧基準のみを満たす作業船について評価する場合は、新基準を満たす作業船の配点に1／2を乗じて加点する。(小数点以下第2位で切り上げ)

※2 共同保有船舶の評価については、自社保有船舶として評価した場合の配点に持ち分比率を乗じて算出する。(小数点以下第2位で切り上げ)

H30年度のガイドライン改定内容

9. 総合評価落札方式を活用したICT活用工事(浚渫工)について【港湾等しゅんせつ工事】

ICT活用工事(浚渫工)は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、起工測量、数量計算、出来形測量、検査及び工事完成図書及び関係書類について3次元データを活用する工事であり、平成30年度契約の港湾等しゅんせつ工事で実施する。

発注方式は、発注者指定型と施工者希望型があり、総合評価落札方式を活用したICT活用工事は施工者希望型をいう。

■総合評価落札方式を活用したICT活用工事(浚渫工)[施工者希望型]

ICT活用工事(施工者希望型)では、総合評価落札方式において、競争参加者が「ICT活用工事」を希望する場合、ICT活用工事計画書を提出し、ICT活用の計画について評価を行う。

評価項目及び評価基準

評価項目	評価内容	評価基準	加算点	
企業の施工能力	ICT活用工事 (ICTの活用計画)	「①3次元起工測量」、 「②3次元数量計算」、 「③3次元出来形測量」、 「④3次元データの納品」 の全ての段階で全面的にICTを活用	・①～④の全ての段階で全面的に活用する場合	1点
			・①～④の全ての段階で全面的に活用する計画ではない場合 ・活用しない場合	0点

※不履行となった場合は、請負工事成績評定を1点減点する。

【参考】国土交通省港湾局プレス資料(<http://www.mlit.go.jp/common/001178021.pdf>)

「平成29年度からICT活用工事(浚渫工)を導入します
～ICT活用工事(浚渫工)の導入のための新たな基準の策定～」

H30年度のガイドライン改定内容

9. 総合評価落札方式を活用したICT活用工事(浚渫工)について【港湾等しゅんせつ工事】

(2) 企業の能力

評価項目	評価の視点	施工能力評価型(II型) 施工能力評価型(I型)		施工計画重視型		チャレンジ型		技術提案評価型(S型)		評価基準
		得点	配点	得点	配点	得点	配点	得点	配点	
同種工事の施工実績	過去15年間の同種工事の施工実績	4	4.0	2	2.0	2.5	2.5	2.5	2.5	(より同種工事)総合事務局(開建部)・国土交通省の実績あり
			3.0		1.5		1.9		1.9	(より同種工事)公団等・沖縄県(那覇港管理組合含む)の実績あり
			2.0		1.0		1.3		1.3	(より同種工事)県内市町村・他省庁・県外自治体の実績あり
			3.0		1.5		1.9		1.9	(同種工事)総合事務局(開建部)・国土交通省の実績あり
			2.0		1.0		1.3		1.3	(同種工事)公団等・沖縄県(那覇港管理組合含む)の実績あり
			1.0		0.5		0.6		0.6	(同種工事)県内市町村・他省庁・県外自治体の実績あり
			0.0		0.0		0.0		0.0	上記以外の実績あり
工事成績(企業)	開発建設部内(港湾・空港所管)での過去5年間における成績点の平均点	4	4.0	2	2.0	4	4.0	80点以上	80点以上	
			3.6		1.8		3.6		79点以上 80点未満	
			3.3		1.6		3.3		78点以上 79点未満	
			2.9		1.5		2.9		77点以上 78点未満	
			2.5		1.3		2.5		76点以上 77点未満	
			2.2		1.1		2.2		75点以上 76点未満	
			1.8		0.9		1.8		74点以上 75点未満	
			1.5		0.7		1.5		73点以上 74点未満	
			1.1		0.5		1.1		72点以上 73点未満	
			0.7		0.4		0.7		71点以上 72点未満	
			0.4		0.2		0.4		70点以上 71点未満	
			0.0		0.0		0.0		70点未満又は実績なし	
低入札工事の工事成績	開発建設部(港湾・空港所管)における過去2年度間の低入札工事の工事成績	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	70点以上	
			-4.0		-3.0		-3.0		65点以上 70点未満	
			-8.0		-6.0		-6.0		65点未満	
優良工事表彰	過去3年間の優良工事表彰の有無(同一工種)	2	2.0	1	1.0	1	1.0	1	局長表彰の実績あり	
			1.0		0.5		0.5		事務所長表彰の実績あり	
			0.0		0.0		0.0		なし	
工事事故等	過去3ヶ月間ににおける事故状況(建築・民間及び米軍工事は除く)、粗雑工事の有無	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	粗雑工事、事故なし	
			-2.0		-1.5		-1.5		事故等による文書警告・注意あり	
			-4.0		-3.0		-3.0		事故等による指名停止あり	
ICTの活用計画	ICT浚渫工における施工プロセスの各段階において、ICTを全面的に活用する	※	1.0	※	1.0	※	1.0	0.0	全ての段階で全面的に活用する場合	
			0.0		0.0		0.0		全ての段階で全面的に活用する計画ではない場合又は活用しない場合	
小計(2)		10	5		2.5		7.5			

※ICT活用工事(浚渫工)のみ本配点表を適用する。

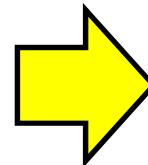
10. 「近隣地域での施工実績」の提出件数の制限【WTO型を除く各タイプ】

近隣地域での施工実績を15件以上求める場合において、これまで申請件数の制限をしていなかったが、技術資料削減のため、申請件数は最大15件までに制限する。16件を超えて申請された場合、申請順に評価を行い、16件以降の申請については評価の対象としない。

*16件を超えて申請した場合でも、15件までに申請された工事が条件(過去3年間の沖縄県内の土木関係工事で500万以上の施工実績(建築・民間及び米軍工事は除く))を満たさなかった場合、満点評価となないので、注意すること。

平成29年度の評価基準

- ①15件以上 … 満点評価
- ②10件以上15件未満 … ①に1／2を乗じて加点
- ③10件未満 … 0点



平成30年度からの評価基準

- ①15件 … 満点評価
- ②10件以上15件未満 … ①に1／2を乗じて加点
- ③10件未満 … 0点

11. 工事における働き易い職場環境の整備【全工事】

建設業における女性の活躍や若手の入職・定着のため、魅力ある建設現場に向けて女性技術者等が働き易い職場環境の推進を図る。女性も働き易い職場環境を整備した工事に対して、工事成績評定で加点する。

■評価する取り組み

女性技術者の配置あり、なしに関わらず「快適トイレの導入」を実施した工事で、かつ現場事務所において、以下のいずれかの職場環境を整備した工事を評価する。

- ・喫煙室、更衣室(休憩所を兼ねて設置、施錠可能なロッカー、化粧台、姿見)、シャワー室の設置 など

■工事成績評定の評価

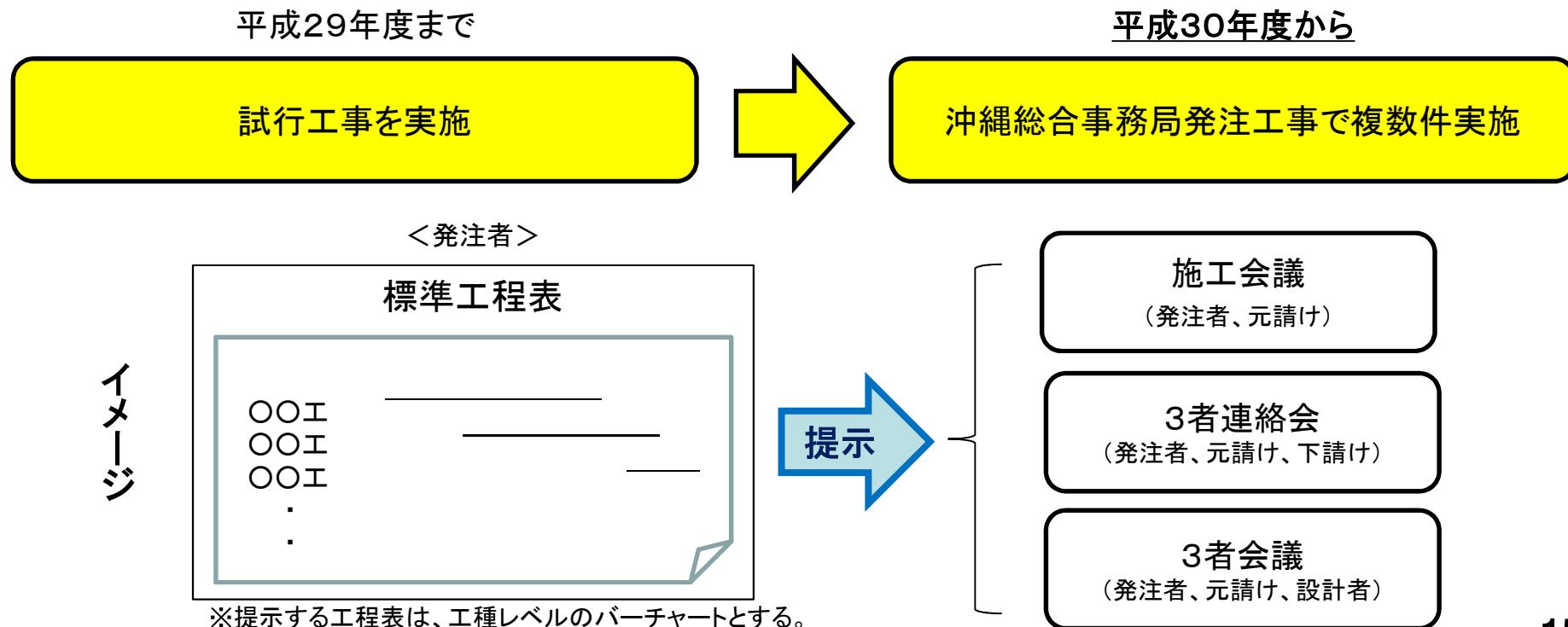
工事成績評定の創意工夫において評価する。

12. 工程提示型について【複数件実施】

これまで責任施工の一環として、受注者が作成する工程計画とこれに基づく工程管理が行われてきたが、これまでにも増して適切な工程管理を促すとともに、相互信頼関係を構築し技術者等の工程への不安の低減化を図るため、発注者が受注者に対して、想定する標準工程表を提示する。

■概要

- ・契約後、施工会議や3者連絡会、設計変更協議会などにおいて工程の提示を行うことを想定。
- ・提示する工程表は、工種レベルのバーチャートとする。
- ・提示する工程は参考とし、受注者に発注者の工程を押しつけるものではない。
- ・荒天続きなどにより、当初見込んでいた工期に収まらない場合は工期を変更することも可能。



13. 荒天リスク精算型について【海上工事で複数件実施】

荒天等により工期に間に合わないことを懸念するあまり、むやみな工期短縮を図り、技術者等への過度な負担が生じているおそれがある。これを抑制するため、発注者が荒天による工程変更や必要な精算に対応することで、受注者に休日確保を促す。

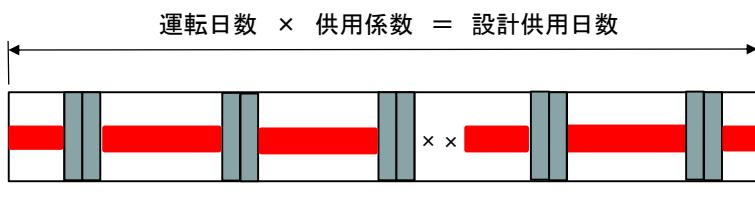
■概要

- ・海上工事を対象として、施工実績(運転日数・休止日数・休日日数)に基づき契約変更を行う。
また、必要に応じて工期延伸も行う。

取組方針

海上工事を対象として沖縄総合事務局発注工事で複数件実施

(イメージ)

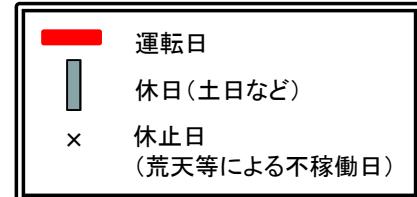
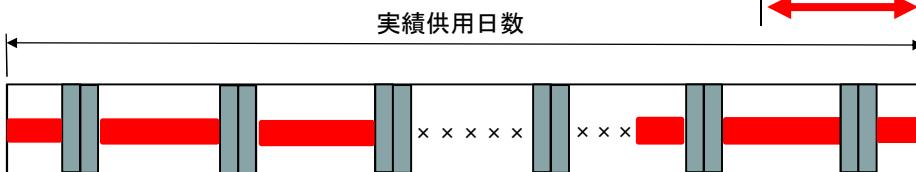


※休日の取得状況や
実際の荒天日を考慮し
工期延伸や精算を行う

当初の予定



実績



注意事項

※説明会での内容はH30年度のガイドライン改定内容の概要となります。

※技術資料の提出にあたっては、入札説明書、様式中の記載内容を十分に確認し、添付漏れや記載漏れに十分に注意していただくようお願いします。

※技術資料の提出にあたり、不明な部分が生じた場合は、電子入札システムを通じて問い合わせていただくようお願いします。